

旅館業法施行細則の改正の概要

1 改正の概要

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成 30 年神奈川県条例第 63 号）の公布に伴い、旅館業法施行細則を改正する。

2 改正事項

- (1) 旅館業法改正により追加された、旅館業が営まれている施設等への立入検査及び措置命令等の権限を保健福祉事務所に委任する。
- (2) 旅館業法及び旅館業法施行条例の改正事項を反映させるため、営業許可申請書等の様式を改正する。
- (3) 洗面用水が専用水道、貯水槽水道から供給される水の場合、水道水と同様に営業許可申請書に水質検査成績書を添付することを不要とし、併せて水質検査実施機関を限定する規定を削除する。
- (4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

平成 30 年 6 月 15 日（改正旅館業法の施行日）より施行する。